



企業理念

1. 私たちは

資源のリサイクル、廃棄物の減容化を通じて地球環境の保護ときれいな街づくりにつとめ高度循環型社会システムの構築を目指します。

2. 私たちは

コンプライアンス（法令遵守）を念頭に企業活動を行なっております。また安全第一を最優先にクリーンな作業を励行するとともに、周辺環境への配慮を心がけてまいります。

3. 私たちは

常に顧客最優先のサービスの向上を心がけ、皆様に心から喜んでいただける会社を目指します。

リサイクルパートナーとして地域の皆様のために全力で尽くしてまいります。

当社は、昭和29年に創業し、金属・紙のリサイクルと再生資源原料の加工・販売を目的に地域の中で事業を展開してまいりました。

今日において地球規模で環境問題が重要視されるとともに、高度循環型社会システムの構築がグローバルな課題となっております。近年、我が国でも廃掃法の改正、家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法の制定等、各種関係法令が整備されております。そのような状況下、いち早く当社はそれらに対応した各種許認可を取得し、地域の皆様とともにリサイクルのお手伝いをしてまいりました。

これからも地域の皆様と共に手を携えて、地域における「リサイクルパートナー」としての役割を果たし、より一層の顧客サービスの向上とコンプライアンス(法令遵守)に努め、地域の皆様のために全力を尽くしてまいります。

代表取締役 近 藤 邦 夫



リサイクルパートナー企業

株式会社 会津丸三

HOME

企業理念

沿革

事業内容

業務の流れ

許可登録一覧

PCB廃棄物受入処理

解体工事・設備移設

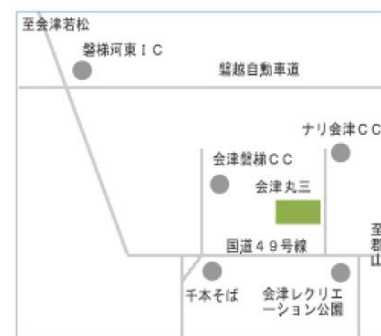
ISO リンク プライバシーポリシー 地図 印刷用 お問い合わせ

沿革

●会社概要

会社名	株式会社 会津丸三
代表取締役	近藤邦夫
所在地	会津若松市河東町八田字大野原205番
電話番号	0242-94-2041
FAX番号	0242-94-2236
営業時間	午前8：30より午後5：00
休業日	日曜・祝祭日（土曜日は交替出勤にて営業）

加入者団体一覧	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 福島県再生資源商工組合 会津若松市再生資源協同組合 日本再生資源事業協同組合連合会 一般社団法人 福島県産業資源循環協会 一般社団法人 福島県解体工事業協会（賛助会員） （順不同）
---------	--



大きな地図で見る（Google Map）

●事業経歴

昭和29年 6 月	創業者山口行雄が会津若松市に於いて丸三商会を開業
昭和38年 7 月	資本金450万円にて有限会社会津丸三を設立
昭和45年 4 月	会津若松市一箕町にアルミ溶解工場開設
昭和58年10月	大野原工場開設
昭和63年11月	計量証明事業登録
平成 3 年 5 月	株式会社 釜屋と業務提携
平成 9 年10月	本町本社工場閉鎖
平成10年 8 月	若松営業所開設
平成11年12月	産業廃棄物収集運搬業許可取得
平成13年 4 月	家電リサイクルAグループ指定引取場所に認定
平成14年 9 月	解体工事業登録
平成16年12月	自動車リサイクル法関連許認可取得 （引取、フロン、解体、破碎前処理）
平成17年 2 月	産業廃棄物処分業（中間処理）許可取得
平成17年11月	組織変更し社名を株式会社会津丸三とする 本店 会津若松市河東町八田字大野原205番
平成21年 2 月	建設業許可（一般）取得
平成21年 6 月	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得 （廃バッテリーの積替え保管）
平成28年12月	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可変更 （PCB廃棄物を追加）



令和 6 年 1 月 ISO14001取得



事業内容

1.金属・紙のリサイクル

各種金属原料、古紙類の収集、加工、販売
 取扱品目 鉄屑、銅屑、アルミ屑、ステン屑、古紙類 その他

2.産業廃棄物の収集運搬・中間処理

当社車両による産業廃棄物の収集、100HPプレス機での圧縮による中間処理
 許可品目(中間処理) 廃プラスチック、金属屑、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 許可品目(収集運搬) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、他（全11種類）
 許可品目(特管収集運搬) 廃酸、廃油、廃PCB等、PCB汚染物
 許可品目(積替保管) 廃バッテリー（廃プラスチック類、金属くず、廃酸）

3.家電リサイクル品の保管並びに再資源化工場への運搬（家電リサイクル指定引取場所）

4.廃自動車のリサイクル

廃自動車の引取、フロンの回収、廃自動車の解体、廃自動車の破砕前処理

5.建物・プラントの解体並びに重量構築物の解体、移設

6.中古自動車・中古物品の買取・販売

設備概要

1.工場敷地建物

大野原工場	会津若松市河東町八田 字大野原 2 0 5 番地
敷地	24,241㎡
事務所	215㎡
プレス棟	430㎡
自動車解体棟	198㎡
家電リサイクル倉庫	198㎡
非鉄金属倉庫	109㎡
資材倉庫	347㎡



2.機械装置

100HP油圧プレス（中間処理・自動車破砕）	1基
モバイルシャー（1,000t）	1基

自動車及び建物解体用パワーショベル（ニブラ）	1台
鋼材切断用パワーショベル（シャーマン）	1台
プラント解体用重機（ラバウンティー）	1台
マグネット付パワーショベル	3台
フォーク付パワーショベル	1台
シャーリングマシン	1台
銅線剥線機	1台
ショベルローダー2. 5t	3台
フォークリフト 1. 5t	1台
フォークリフト 2t	3台
フォークリフト 3. 5t	2台
50tトラックスケール	1基
ミニスケール（1200kg未満）	1基
フックスケール（吊上げ式）	2基



トラック



パワーショベル



フォークリフト



ショベルローダー

3.トラック

15t大型トラック	2台
脱着装置付大型ダンプ	2台
脱着装置付中型ダンプ	1台
8tトラック クレーン付	1台
6tトラック クレーン付	1台
4tトラック クレーン付	2台
3tトラック クレーン付	1台
2tアルミバン パワーゲート付	1台
1t平ボデー	1台





リサイクルパートナー企業

株式会社 会津丸三

[HOME](#)

[企業理念](#)

[沿革](#)

[事業内容](#)

[業務の流れ](#)

[許可登録一覧](#)

[PCB廃棄物受入処理](#)

[解体工事・設備移設](#)

[ISO](#) [リンク](#) [プライバシーポリシー](#) [地図](#) [印刷用](#) [お問い合わせ](#)

事業内容

1. 各種金属の回収・持込



2. 買入品の検収・検量



3. 原材料ごとに選別・仕分



4. 圧縮・切断による加工処理



圧縮



切断

5. 原材料ごとにストック



鉄屑



鉄屑プレス



銅屑



非鉄屑

6. 素材ごとに各メーカーに販売

- JFEスチール株式会社 仙台製造所
- 東京製鐵株式会社 宇都宮工場
- 三星金属工業株式会社

許可・登録一覧

廃棄物処理法関連

許可名称	許可地域	許可番号	産業廃棄物の種類
産業廃棄物処分業	福島県	第00720066535号	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
産業廃棄物収集運搬業	福島県	第00714066535号	1.積替え及び保管行為を含むもの 廃プラスチック類、金属くず、（廃バッテリーに係るもの） 2.積替え及び保管行為を含まないもの 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、繊維くず、廃油
	栃木県	第00900066535号	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
	新潟県	第01509066535号	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
特別管理産業廃棄物収集運搬業	福島県	第00764066535号	1.積替え保管行為を含むもの 廃酸（廃バッテリーの内部液に限る。） 2.積替え及び保管行為を含まないもの 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油）、廃PCB等、廃PCB汚染物
	栃木県	第00950066535号	廃酸、廃油

電子マニフェスト（JWNET）の登録情報

許可名称	加入者番号	公開確認番号
収集運搬業	2011996	111679
処分業	3010158	174409

自動車リサイクル法関連

許可名称	登録番号	事業者コード
引取業	第20071000093号	103253800109
フロン類回収業	第20072000093号	103253800103
解体業	第20073000093号	103253800104
破砕業	第20074000093号	103253800105

その他リサイクル関連

許可・登録名称	内 容
家電リサイクル法指定引取場所	家電リサイクル対象品の受入・メーカーへの引渡し
二輪車リサイクル指定引取場所	使用済自動二輪車の受入・メーカーへの引渡し
小型充電式電池リサイクル協力者	ニッカド・ニッケル水素・リチウムイオン充電電池の預かり・JRBCへの引渡し

その他

許可・登録名称	許可及び登録番号	備考
古物商許可	第251150000889号	福島県公安委員会
第一種フロン類回収業者登録	第07040140号	
建設業許可	福島県知事 許可 (般-30) 第30012号	土木工事業・とび土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・しゅんせつ工事業・水道施設工事業・解体工事業
計量証明事業登録	第61号	質量

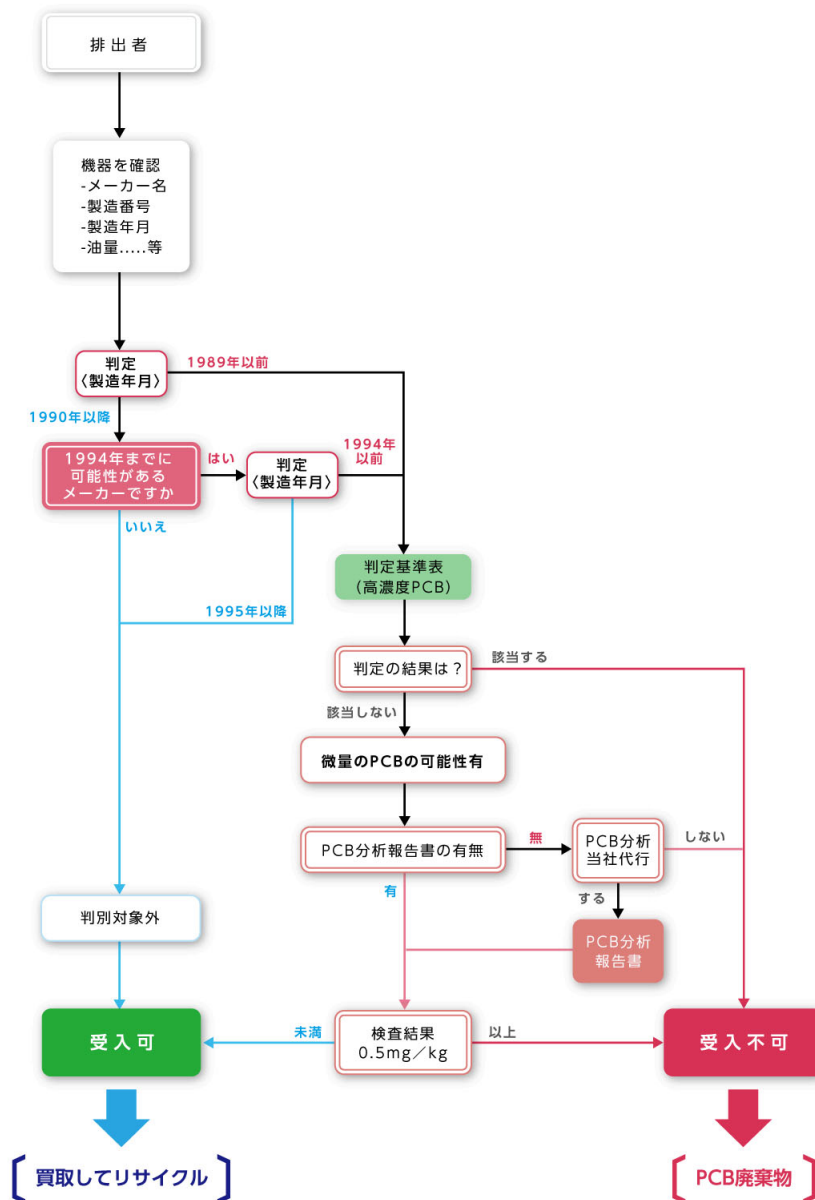


[受入フロー](#)

[PCB廃棄物処理](#)

電気機器受入フロー（PCB判定）

絶縁油使用電気機器受入フロー（PCB廃棄物の判定）



PCB廃棄物関連URL

高濃度PCB簡易検索（日本電機工業会）

<http://jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsuhyo.html>

1990年以降製造でも微量PCBの可能性のある製造業者

富士電機

https://www.fujielectric.co.jp/about/csr/other/econews_pcb_050905.html

高岳製作所（現：東光高岳）

<https://www.tktk.co.jp/csr/environment/pcb/distinction/>

ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>



リサイクルパートナー企業

株式会社 会津丸三



HOME

企業理念

沿革

事業内容

業務の流れ

許可登録一覧

PCB廃棄物受入処理

解体工事・設備移設

ISO リンク プライバシーポリシー 地図 印刷用 お問い合わせ

PCB廃棄物処理

古い工場やビルをお持ちの皆様へ！

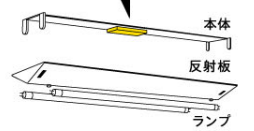
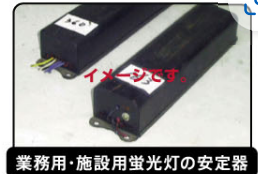
PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

- 注意**
- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
 - 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
 - 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
 - PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



高圧引き込み線がある建物は要注意！



銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくこと感電の恐れがあり大変危険です。
必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

健康被害 が出るおそれがあります！



PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に“カネミ油症”という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。“黒い赤ちゃん”という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと罰則！

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた期限までに処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。
▶ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>
また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる！

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB廃棄物処理の進め方(環境省) (<http://pcb-soukishori.env.go.jp>) を加工して作成

福島県では2月からPCB使用安定器のアンケート調査を実施しています。
調査にご協力ください。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人体に有害な物質です。
PCB 廃棄物はまもなく処分できなくなります。
現在使用中のものであっても、所有者が期限内に
処理しなければなりません。



高温度 PCB 廃棄物の処分期間

PCB が使用された容器の例	2022 年 3 月 31 日	2023 年 3 月 31 日	処 分 先
変圧器 コンデンサーなど	残り 8 年と 2 カ月		JESCO 北海道 PCB 処理事業所 (室蘭市)
照明用安定器など	残り 4 年と 2 カ月		

※低濃度 PCB 廃棄物（PCB 濃度 0.5% 以下）は 2027 年 3 月 31 日までに処分（処分先 許可事業所）



福島エリアの低濃度 PCB 廃棄物の
処分期間は**2027年3月31日まで**と
なっております。

詳しくは [株式会社社会津丸三] までお問い合わせください。

TEL.0242-94-2041



会津地域を中心に福島県内の解体工事・設備移設撤去工事は弊社にお任せください！
工事に関する行政手続き、工事施工、有価物の買取、廃棄物の収集運搬・適正処理、マニフ
ェスト・各種証明書の発行とすべてワンストップで対応いたします。

[建物解体工事](#)[プラント解体工事](#)[鋼造物解体工事](#)[設備移設撤去](#)



ご依頼から施工までの流れ

【建物の解体工事】

1. 現地確認

現地の様々な状況を確認し、積算して見積書を作成します

2. 見積提出

工事にかかる費用や工法についてご説明をいたします。不明な点はお相談ください。

3. ご契約

工法、費用、日程についてご納得がいただけたらご契約させていただきます。

4. 行政手続き

行政機関に工事に関する各書類の提出をいたします。

5. 挨拶回り

着工前に近隣に挨拶に伺います。工期と緊急連絡先等をお知らせしていきます。

6. 工事着工

工事を開始します。安全作業と万全な対応を心掛けていきます。

作業の中で発生した廃材（木くず、プラスチック、コンクリート等）と有価物（金属くず類）は確実に分別し、それぞれ廃棄物と有価物として適正にリサイクルします。

その時に廃棄物についてはマニフェスト、金属くず等の有価物は必要に応じて各種証明書を発行します。

7. 工事完了

工事完了後にお客様の立会いのもと現地の最終確認を行います。※工事完了後は建物滅失登記が必要になります



外部解体



内部解体



建物躯体重機解体



建物躯体重機解体



ご依頼から施工までの流れ

【プラント解体工事】

1. 現地確認

現地の様々な状況を確認し、積算して見積書を作成します

2. 見積提出

工事にかかる費用や工法についてご説明をいたします。
不明な点はご相談ください。

3. ご契約

工法、費用、日程についてご納得がいただけたらご契約
させていただきます。

4. 行政手続き

行政機関に工事に関する各書類の提出をいたします。

5. 挨拶回り

着工前に近隣に挨拶に伺います。工期と緊急連絡先等をお知らせしていきます。

6. 工事着工

工事を開始します。安全作業と万全な対応を心掛けていきます。

作業の中で発生した廃材（木くず、プラスチック、コンクリート等）と有価物（金属くず類）は確実に分別し、それぞれ廃棄物と有価物として適正にリサイクルします。

その時に廃棄物についてはマニフェスト、金属くず等の有価物は必要に応じて各種証明書を発行します。



プラント解体前



プラント解体前



クレーン解体



クレーン解体



スクラップ加工



スクラップ加工

7. 工事完了

工事完了後にお客様の立会いのもと現地の最終確認を行います。



工事完了



工事完了



ご依頼から施工までの流れ

【鋼構造物解体工事】

1. 現地確認

現地の様々な状況を確認し、積算して見積書を作成します

2. 見積提出

工事にかかる費用や工法についてご説明をいたします。不明な点をご相談ください。

3. ご契約

工法、費用、日程についてご納得がいただけたらご契約させていただきます。

4. 工事着工

工事を開始します。安全作業と万全な対応を心掛けていきます。

作業の中で発生した廃材（木くず、プラスチック、コンクリート等）と有価物（金属くず類）は確実に分別し、それぞれ廃棄物と有価物として適正にリサイクルします。

その時に廃棄物についてはマニフェスト、金属くず等の有価物は必要に応じて各種証明書を発行します。

5. 工事完了

工事完了後にお客様の立会いのもと現地の最終確認を行います。



鋼造物解体前



鋼造物撤去



鋼造物撤去



鋼造物撤去



鋼造物撤去



鋼造物搬出



完了



ご依頼から施工までの流れ

【設備移設撤去】

1. 現地確認

現地の様々な状況を確認し、積算して見積書を作成します

2. 見積提出

設備移設費用や工法についてご説明をいたします。不明な点をご相談ください。

3. ご契約

工法、費用、日程についてご納得がいただけたらご契約させていただきます

4. 挨拶回り

屋外工事の場合は着工前に近隣に挨拶に伺います。工期と緊急連絡先等をお知らせしていきます。

5. 移設撤去工事着工

工事を開始します。安全作業と周辺養生等の万全な対応を心掛けていきます。
工事の中で発生した廃棄設備・機械類は抜油やフロン回収等の事前処理した後に解体し適正にリサイクルします。
その時に廃棄物についてはマニフェスト、金属くず等の有価物は必要に応じて各種証明書を発行します



移設



移設



移設

6. 工事完了

工事完了後にお客様の立会いのもと現地の最終確認を行います



環境理念

株式会社会津丸三は地球環境の保全が人類共通の重要な課題である事を全社員が認識し、金属リサイクル業、自動車リサイクル業、産業廃棄物収集運搬業、ならびに中間処理業、解体工事業等その事業活動全般において、環境に与える影響を的確に把握し、環境問題の継続的な改善を推進する事により、企業としての社会的貢献を果たすべく活動しています。

環境方針

環境関連の法律、国、地方自治体の環境規則を遵守すると共に、株式会社会津丸三の自主管理基準を設定し環境マネジメントの継続的改善に努め、以下の項目をテーマとして掲げて活動していきます。

1. CO2削減の為、車の排気ガス、空調、照明等のエネルギーを削減し、環境汚染を防止する。
2. 紙の削減、事務用品等のグリーン購入を推進し、社内OA化の推進等、省資源化に努める。
3. 廃棄物の削減及び再資源化に努め、環境への負荷をできるだけ少なくする資源の活用にも努める。
4. 顧客ならびに地域住民に廃棄物の適正な分別方法や処分方法等、省エネルギー・省資源に関する啓蒙活動に努める。
5. この環境方針達成の為、環境目的、目標を設定し、環境への意識向上を図り、そのための環境教育を徹底し、株式会社会津丸三全社員が一丸となって環境マネジメントを推進する。また、環境目的・目標を定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。

2009年 1 月19日

株式会社 会津丸三

ISO14001について

株式会社会津丸三はJIS Q 14001:2015 ISO 14001:2015を取得いたしました。
マネジメント登録証は[こちら](#)からご覧いただけます。



リンク

●主要納入先及び関連団体

- ・ JFEスチール株式会社 <https://www.jfe-steel.co.jp/index.html>
- ・ 三菱製鋼株式会社広田製作所 <http://www.mitsubishisteel.co.jp>
- ・ 東京製鉄株式会社 <http://www.tokyosteel.co.jp>
- ・ 三星金属工業株式会社 <http://www.mitsuboshi-scon.co.jp>
- ・ 上越マテリアル株式会社 <https://www.jev.joemate.co.jp/>
- ・ 黒谷株式会社 <https://www.kurotani.co.jp/>
- ・ 株式会社 釜屋 <http://www.kama-ya.co.jp>
- ・ 社団法人 日本鉄リサイクル工業会 <http://www.jisri.or.jp/>
- ・ 日本再生資源事業協同組合連合会 <http://www.nisshiren.com/index-p.html>
- ・ 財団法人 自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp>
- ・ (財) 家電製品協会 家電リサイクル券センター <http://www.rkc.aeha.or.jp>
- ・ 環境省 <http://www.env.go.jp/>
- ・ 福島県 <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>
- ・ 会津若松市 <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>



プライバシーポリシー

私たち株式会社会津丸三は、経営理念にのっとり社会の一員として、優れたサービスと信頼をお届けすることで、お客様そして地域住民の皆様にご支持いただけるように努力をしてゆく所存です。この一環として、弊社は、お客様個人を識別し得る情報（以下、「個人情報」といいます）を適切に保護することが重要であると認識しております。そこで、個人情報の取扱いについて下記のような基準を定め、個人情報の保護に関し万全を期して取り組んでまいります。

【方針1 適切な個人情報の取扱い】

弊社は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用目的をできる限り特定いたします。また、あらかじめお客様の同意を得ている場合又は法令等により許されている場合を除き、その利用目的に必要な範囲を超えて、お客様の個人情報を取り扱うことは致しません。また、弊社は、個人情報を取得するにあたっては、適正な手段で取得します。取得にあたっては、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を通知するか又はホームページ等で公表いたします。また、お客様から直接書面等(電子データ・磁気データを含みます)に記載された個人情報の提供を受ける場合は、あらかじめ、その利用目的を明示します。但し、法令等により許されている場合はこの限りではありません。

【方針2 安全管理措置の実施】

弊社は、個人データの紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など必要かつ適切な対策を講じます。また、個人データの安全管理が図られるよう、弊社社員、委託先等に対する必要かつ適切な監督を行います。

【方針3 適切な第三者提供の実施】

弊社は、個人データを第三者との間で共同利用したり、第三者に提供したりする場合は、当該第三者との間で、契約や取決めを交わすなど法令上必要な措置を講じます。また、お客様からは、そのような提供に先立ち、可能な限り同意を頂くように努めます。お客様がそのような第三者への提供を望まれない場合は、提供を停止する機会を設けます。

【方針4 開示訂正等の対応】

弊社は、保有個人データについて、お客様から利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等のご要望があった場合には、関連法令等に則り応じます。そのようなご要望がございましたら、弊社にメールまたは電話にてご連絡ください。諸法令等に基づき、合理的な範囲で誠実かつ速やかに対応します。

【方針5 体制の継続的維持改善】

弊社は、この宣言を実行するために、必要な内部規程の制定および教育研修の実施を行い弊社社員等に宣言内容等を周知徹底させ、その実行を維持していきます。